明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境三）　一
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（同四）　二
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（環境八）　三
〔告　示〕
○電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（農林水産・環境二）　二六
○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（経済産業・環境二）　二六
○国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件（環境三五）　二七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（同三六）　二七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

省令

○経済産業省環境省令第三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成五年総理府令・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第一条　環境大臣が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第十一条第二項、第十四条第二項若しくは第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が法第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。	**第一条**　環境大臣が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が法第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。
第二条　法第五十二条第一項の規定により、環境大臣が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用の額とし、その納付期限は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。	**第二条**　法第五十二条第一項の規定により、環境大臣が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用の額とし、その納付期限は、法第四十条第三項の規定により環境大臣が原状回復その他必要な措置をとった日から相当の期間経過した日とする。
一　法第十一条第二項の規定により費用を負担させようとする場合　当該規定により環境大臣が国内希少野生動植物種等の生きている個体の譲渡しその他の必要な措置をとった日から相当の期間経過した日	（新規）